

郡山支部報

あなたの街の法律家 行政書士



2026 Winter 福島県行政書士会郡山支部

1. 支部長あいさつ
2. ご報告
3. お知らせ

その他 研修会案内・会員異動・役員名簿 etc

令和8年
郡山支部
冬号

業務に役立つ情報（建設業法改正法、在留申請オンラインシステム ほか）

目 次

1	支部長あいさつ	笠原良夫支部長	2
2	理事会報告	令和7年度第3回理事会報告	3
3	研 修 会	これまでの報告	6
4	無 料 相 談 会	第71回暮らし手続きの無料相談会	8
		第72回暮らし手続きの無料相談会	
		出張無料相談会（三春町）	
		第73回暮らし手続きの無料相談会 開催予定 .	
5	専 門 部 会	土地開発部会	10
		建設部会	
		交通運輸部会	
		民事・国際法務部会	
6	お し ら せ	在留申請オンラインシステム・電子届出システム について	12
		建設業法等改正法が完全施行	
7	ひ と り ご と	須田 雅勝会員	14
		浅野 光太会員	
8	会 員 異 動	16
9	ホ ー ム ペ ー ジ	17
10	役 員 名 簿	18
	編 集 後 記	（広報部：尾形 淳編集員）	19

1、支部長あいさつ



令和8年の新年を迎え、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員の皆様には、昨年の支部長就任以来、支部事業に関しご支援とご協力をいただき感謝申し上げます。

昨年の通常国会で成立した「行政書士法の一部を改正する法律」が新年1月1日から施行され、行政書士制度にとっても新たな節目の1年のスタートとなりました。大きな改正点として、「業務の制限規定の趣旨の明確化」、「両罰規定の整備」があり、行政書士又は行政書士法人でないものによる業務制限規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」、の文言が加えられ、業務制限違反及び名称の使用制限違反に対する罰則並びに行政書士法人による

義務違反に対する罰則について、両罰規定が整備されました。

他の改正点に、「行政書士の使命と職責」もあり、行政書士が国民の利便、権利利益の実現に資することを使命とすることが明確になったこと、デジタル社会への対応の努力義務が設けられたことにより、近年、急速に進展している社会のデジタル化において行政書士が将来にわたって活躍できる改正でもあります。電子申請においては、各所から申請件数等が公表されていますが、行政書士が行っている電子申請が多くない状況と聞いています。デジタル技術を活用した業務が出来なければ行政書士制度の意義も問われかねません。

今回の改正は行政書士業務にとって大きな改正ではありますが、同時に我々行政書士一人一人が使命と職責を理解し業務に臨む必要があります。

今回の改正について日行連のホームページに、「会長談話」や「解説動画」が掲載されていますので、ご確認いただきますようお願いいたします。今後も掲載されていくと思いますので、定期的な確認をお願いします。

郡山支部としては、今年も会員の皆様の業務発展のため研修会の充実、社会貢献活動として無料相談会の開催を進めてまいります。会員同士の交流や情報交換の強化、行政書士の認知度向上を推進し支部会員の皆様のご活躍に資することを目指しますので、今後ともご協力をお願い申し上げます。

最後に、皆様のご健康とご多幸をお祈りするとともに、業務でのご活躍を心からお祈り申し上げます。本年もよろしくお願いたします。

支部長 笠原良夫



2、理事会報告

令和7年度 第3回理事会議事録

(議事録を広報部にて編集)

日 時 令和7年12月13日(土) 午後2時00分～午後4時30分
場 所 郡山市総合福祉センター 3階会議室
理事会構成員総数11名うち出席構成員数11名
支 部 長 笠原良夫
副支部長 佐藤伸弘、佐藤泰一、佐々木哲也
理 事 茅原三恵、浦山紀子、本田香織、衛藤哲司、大橋敏祐、武良圭子、
尾形淳
相 談 役 根本重朋

【報告事項】

- ・無料相談会：9月7日(59件)、11月24日(34件)に実施
- ・三春町出張無料相談会：10月14日(3件)
- ・研修会：
 - 第1回(9/9)：郡山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
 - 第2回(11/10)：小規模介護事業者のスタートアップ支援
- ・広報：支部報8月号を発行済み。
- ・新入会員：懇談会・歓迎会を実施(新入会員8名、会食7名参加)。
- ・監査：10月22日に中間監査実施、監査意見はなし。
- ・職員採用：黒澤啓子さんを採用。令和8年1月5日より勤務開始。
- ・郡山市関連－推薦：行政不服審査会委員に佐藤伸弘会員、景観づくり審議会委員に石井泰子会員を推薦。
 - －成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会：武良理事出席、市民後見人の養成は進んでいないとのこと。

【協議事項】

(1) 令和7年度郡山支部後期事業計画

①暮らし手続きの無料相談会

- ・第3回 令和8年2月7日(土) 午前9:30～午後2:00
郡山市労働福祉会館 3階大ホール(予約済み)

②支部報の発行

- ・冬号を1月末発行、編集長を尾形淳理事、編集会議は広報部で調整の上決定

③第3回支部研修会

- ・令和8年2月13日(金)労働福祉会館(中ホール)にて開催決定
テーマ：AI(ChatGPT等)の業務活用について。
講師：株式会社S2D(プリマックス社を通じて依頼済み)
後日、講義内容についてアンケートを実施するので回答をお願いします。

④第4回理事会及び無料相談会相談員反省会

- ・3月14日(土)開催予定
- ・会場はビッグアイまたは労働福祉会館で調整

⑤専門部会の活動予定、今後の方針

- ・土地開発部会：3月までに盛土規制に関する勉強会及び情報交換会を予定。
- ・建設部会：2月頃に情報交換会を開催予定。次期部会長は菅野直会員、副部会長は、茅原三恵理事の予定

・交通運輸部会：

12月10日に部会会議を開催し、活動について話し合いをした結果、活動は必要との結論になり、部会長に松本裕治会員、副部会長に本田巖会員と決定し、会計は笠原が管理を継続する。

- ・民事国際法務部会：11月21日に遺言・相続の勉強会を実施済み

1月30日に成年後見に関する勉強会を開催予定

笠原支部長より専門部会の検討事項について説明

- ・部会名簿と部会申込書について

これまで部会員に部会入会者名簿の配布をしておらず、役員以外の会員は、部会入会者が分からない状況となっているため、名簿の配布を検討したい旨の説明があり、部会入会者に対して各部会の名簿(部会長副部会長の連絡先は記載)を配布する。

- ・部会申込書について

連絡網整備のため、部会申込書にFAX番号やメールアドレスを記載する欄を設けて、郵送以外で連絡できる体制を整える。

- ・部会の収支管理の廃止(会計)

各部会で繰越金に差がある問題があるが、令和8年度を目処に各部会の会計を支部の一般会計に統合し部会活動に必要な予算は各部会から要求してもらう方向で検討を進める。予算組みについては経理部で検討する。

意見として、各部会の業務範囲について、参加申し込み方法(現在は毎年度参加申込みする必要がある)について見直しが必要ではとの意見があり、検討することとした。

(2)事務局職員採用に伴う特別会計(事務所基金)取崩しの件

支部長より別紙の内容を説明

特別会計取崩しを承認決定

(3)その他、主な協議・決定事項

①事務局職員採用に対する対応

支部事務局職員の仕事

※新規登録時の入会金について、現在、現金で受け取り本会に送金等しているが、本会に問合せし、振込みで対応することとした。その他変更や補助者に関する手数料の納付方法について、本会に要望している。

引継ぎ実施、業務の見直しの必要があれば検討、職員採用の会員への周知文書は令和8年1月中旬ごろ発送する。

②令和8年度の支部総会について

令和8年5月8日（金）午後4時～

議案書発送日 4月21日

※議長、書記は後日決める

出欠ハガキは4月28日までに投函とする

令和8年度第1回理事会4月11日（土）予定

③本監査

4月8日（水）予定

経理部会 4月3日若しくは4月4日開催予定

④本会新年賀詞交歓会

⑤令和8年度本会定時総会について

令和9年度以降開催地は郡山市に固定したいとの話が支部協議会であった。

但し、担当割は支部の持ち回りとする（令和9年度はいわき支部担当）

⑥支部の事業活動の日当等の申し合わせについて

日当や車代などの支出についての確認が経理担当の負担になっているため、規程までではなく申し合わせ程度のものを検討したく、経理部会中心に3月までに決める。

⑦支部ホームページ

新入会員向けに支部ホームページの案内を1枚渡す

⑧その他

- ・ 2月9日に福島支部にて行政書士法改正の研修会を開催予定
- ・ 日行連の会費値上げ（一般会計事務運営費）に伴う本会の会費値上げの動きに対し、支部としては支部交付金の割合変更について意見を出し支部交付金は500円上がる予定
- ・ 郡山市農業委員会から支部無料相談会への委員出席について話があり、テストケースとして協力する（新規就農など）方向で調整
- ・ 令和8年2月21日女性の行政書士による相談会開催についての告知



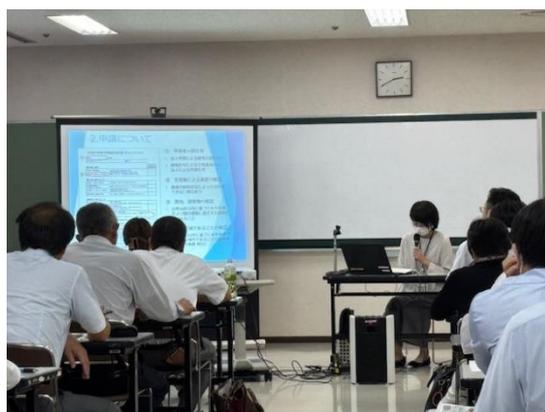
3、研修会

企画部会：担当副支部長 佐藤泰一

会員の皆様明けましておめでとうございます。
本年もよろしく願っています。

令和7年度研修は現在まで2回行われております。

第1回目の研修会は、令和7年9月9日（火）、郡山市総合福祉センターにて2部構成で行われました。



第1部は郡山市役所都市政策課、開発建築法務課の各担当者をお招きし、「郡山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の研修会」とのタイトルで研修が行われました。市街化調整区域内の区域を指定し、予定建築物等の用途を定め、一戸建て住宅等の建築が可能となる条例が制定されたことの解説が各担当者よりなされました。土地家屋調査士などの兼業者を中心に具体的な質問が出されていました。

第2部は、専門部会の今後の在り方について検討していただくため、各部員同士で話し合いをしてもらいました。専門部会の役割は終わったとの意見や、今後も活動を継続してほしいとの意見など様々な意見が出ますが、今後も専門部会の活動は継続する方向になりました。

第2回目の研修会は、令和7年11月10日（月）、郡山市労働福祉会館にて、郡山支部会員の本田香織先生を講師として、「小規模介護事業所のスタートアップ支援—指定申請と行政書士の役割」とのタイトルの下、研修が開催されました。

研修では、介護保険制度の概要や介護事業の位置づけといった基礎的な内容から、指定申請に至るまでの具体的な流れについて、郡山市の「介護保険事業者指定等に関する手引き」をもとに作成された資料を用い、丁寧にご説明いただきました。あわせて、行政書士がどのように関与し、どのような支援を行っていくべきかについても、実務を踏まえたお話があり、大変参考になりました。

また、今回の研修資料は主にAIを活用して作成されたとのことで、会場ではAIを業務に取り入れている方はまだ多くはないものの、「AIに興味がある」との声も聞かれ、今後、業務にAIを取り入れる可能性について考える良いきっかけとなった研修会でした。



また、同日17:30から新入会員歓迎会が「旬のベジカフェバル（郡山市朝日1丁目）」にて行われ、令和5～7年度に登録された会員と支部会役員が参加しました。和やかな雰囲気の中、日頃の業務内容や活動状況について意見交換がなされました。新入会員と支部会理事が直接交流することで相互理解が深まり、今後の支部活動や連携に向けた有意義な時間となりました。



なお令和8年2月に第3回目の研修会を開催予定ですが、テーマは「AI」になる予定です。皆様是非ご参加ください。

今年も会員の皆様に有益な研修を実施できますよう知恵を絞って参ります。講師の引受け等会員の皆様のご協力、引き続きよろしく願いいたします。



4、無料相談会

福島県行政書士会県民支援事業 第71回暮らし手続きの無料相談会 結果報告

実施日 令和7年9月7日（日） 9：30～14：00

実施場所 郡山市労働福祉会館 中ホール

相談担当者 19名

笠原 良夫	佐藤 伸弘	佐藤 泰一	佐々木 哲也
本田 香織	浦山 紀子	衛藤 哲司	武良 圭子
大橋 敏祐	尾形 淳	坂上 裕	佐藤 知恵子
石井 知行	柳沼 憲一	鈴木 文弘	岡崎 誠太郎
高原 義治	荒川 純一		
郡山公証人合同役場 公証人 田沼 浩様			

相談件数 合計59件

相談内容

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 相続手続きに関する事 | 19件 |
| 2 相続対策（遺言、生前贈与等）に関する事 | 12件 |
| 3 不動産（土地建物）に関する事 | 5件 |
| 4 登記に関する事 | 5件 |
| 5 税金対策に関する事 | 4件 |
| 6 その他（空き家、農地、離婚、法人等） | 14件 |



福島県行政書士会県民支援事業 第72回暮らし手続きの無料相談会 結果報告

実施日 令和7年11月24日（月） 9：30～14：00

実施場所 郡山市労働福祉会館 中ホール

相談担当者 19名

笠原 良夫	佐藤 伸弘	佐藤 泰一	佐々木 哲也
茅原 三恵	本田 香織	浦山 紀子	衛藤 哲司
武良 圭子	尾形 淳	坂上 裕	佐藤 知恵子

根本 重朋 遠藤 宏文 柳沼 憲一 鈴木 文弘
高橋 利知 青木 順喜
郡山公証人合同役場 公証人 田沼 浩様

相談件数 合計34件

相談内容

1	相続手続きに関する事	14件
2	税金対策に関する事	5件
3	不動産（土地建物）に関する事	5件
4	相続対策（遺言、生前贈与等）に関する事	4件
5	登記に関する事	2件
6	外国人に関する事	2件
7	その他（農地、法人労務等）	2件



出張無料相談会（三春町） 結果報告

実施日 令和7年10月14日（火） 10:00～15:00

実施場所 三春町役場

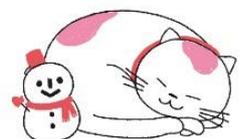
相談担当者 本田 香織、高原 義治、菅野 浩

相談件数 相続に関する事2件、遺言作成1件

福島県行政書士会県民支援事業 第73回暮らし手続きの無料相談会 開催予定

開催予定日 令和8年2月7日（土） 9:30～14:00

実施場所 郡山市労働福祉会館 大ホール



5、専門部会

土地開発部会

部会長 竹内 久幸

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのことと、お喜び申し上げます。

本年、3月6日（金）に研修会を行います。部会員の皆様には後日正式決定後に連絡いたしますので、是非ご協力・ご参加お願いいたします。その他の方で興味のある人は、私か郡山支部別府氏に問い合わせください。意見交換・質問に答える等、初心者の方も参加しやすい内容にしますので、気楽に参加してください。（懇親会開催予定）

本年の皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

建設部会

部会長 茅原 三恵

新年おめでとうございます。

平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年は下記のとおり、2回の研修会を予定しております。

1. 令和8年2月26日（木）

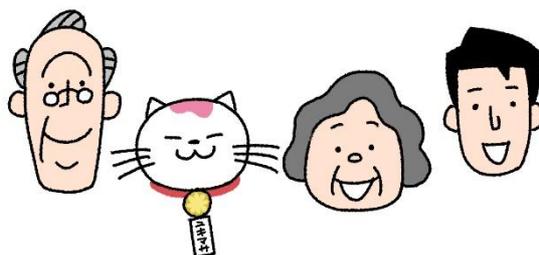
建設キャリアアップシステム認定アドバイザーである浦山紀子会員を講師にお迎えし、「建設キャリアアップシステム（CCUS）運用実践セミナー」研修会を開催いたします。CCUSが実際の現場でどのように利用されているのか、どのような流れで登録・運用されているのか等についてご指導いただく予定です。

2. 令和8年7月～8月頃（予定）

郡山市役所契約課より講師をお迎えし、令和9・10年度郡山市入札参加資格審査申請に関する研修会を開催予定です。

日時等の詳細につきましては、決定次第あらためてご案内申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



交通運輸部会

部会長 松本 裕治

会員の皆様明けましておめでとうございます。

昨年12月に就任しました。残任時間は短いですが、会員皆様に有意義な情報提供をしていきたいと考えております。

「行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号。以下「改正法」という。）本年1月1日から施行されました。

この改正法により、行政書士法第19条第1項の業務の制限の規程により、「他人から依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加えられ、その趣旨が明確にされたことです。

つきましては、自動車販売会社による車庫証明申請、登録等の手続きにおける行政書士法違反になるものです。

会員の皆様も、このことを自動車販売会社等に周知していただきまして、業務の一助にいただき、本年も一層の飛躍を祈念しまして念頭の挨拶といたします。

民事・国際法務部会

部会長 本田 香織

民事国際法務部会では、本年度、既に第1回勉強会を開催いたしました。

初回のテーマは「相続」とし、行政書士のみならず、社会保険労務士の先生方にもご参加いただき、分野や立場の異なる視点から、活発な意見交換が行われました。

第2回勉強会は、令和8年1月30日に「成年後見制度」をテーマとして開催します。

当部会の勉強会は、一方的に聴講する研修会ではなく、参加者全員が意見を交わす座談会形式で行っております。毎回テーマを設定し、そのテーマに沿って自由に議論を深めていくことを目的としています。また、行政書士に限らず、他士業団体にも広く案内を行い、参加を呼びかけております。さまざまな専門分野・立場の方にご参加いただくことで、多角的な視点からの議論が生まれ、実務に即した、より体系的な理解につながるものと考えております。

来年度以降も、部会員の皆様の実務に資する勉強会を継続して開催していく予定です。

多くの皆様のご参加を心よりお待ちしております。



6、おしらせ

●在留申請オンラインシステム・電子届出システムについて

令和8年1月、在留申請オンラインシステム・電子届出システムが更改されました。添付データの容量拡大、複数ファイルの添付、申請項目の一時保存機能など、より使いやすい仕様となっています。

出入国在留管理庁 WEB サイトより

https://www.moj.go.jp/isa/11_00064.html

在留申請対象者及び関係者の皆様へ！

ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

世界をつなぐ。未来をつくる。

令和8年1月
在留申請オンラインシステム・
電子届出システムが新しくなります！



オンラインによる
在留申請のPRキャラクター
「6ずっぴ」

New!!

- 添付データ容量が拡大されます。
- 複数のファイルを同時に添付できます。
- 入力内容を一時保存できます。
- 申請後に申請内容、添付資料の確認ができます。
- オンラインで利用申出・定期報告ができます。

在留手続はオンライン申請が便利です！

- 自宅やオフィスから手続ができます！
- システムの利用料金は無料です！
- 24時間365日利用できます！
- 在留カードを郵送で受け取ることができます！

↓新しい在留申請オンラインシステムの案内はこちら



↓在留申請のオンライン手続案内はこちら



●建設業法等改正法が完全施行

適正な労務費等の確保と行き渡りのため、改正規定について令和7年12月12日から完全施行されました。

国土交通省ホームページより

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00317.html



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和7年11月14日
不動産・建設経済局建設業課

持続可能な建設業の実現のため、建設業法等改正法が完全施行されます

～「建設業法施行令の一部を改正する政令」等を閣議決定～

適正な労務費等の確保と行き渡りなどのため、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の改正規定について、令和7年12月12日から完全施行することとします。

1. 概要

第213回国会（常会）において成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」による一部の改正規定^{*}について、その公布の日から1年6ヶ月以内の政令で定める日から施行することとされていることから、本日、その施行期日を**令和7年12月12日**と定めるとともに、これらの改正規定のうち国土交通大臣等の勧告の対象となる請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額の下限について定める政令を閣議決定しました。

^{*}受注者について不当に低い請負代金・著しく短い工期による契約締結を禁止、建設工事の見積書に記載すべき事項を明記、見積書において示された金額を著しく下回る金額での契約締結を行った発注者に対する勧告・公表権限を新設、入札金額の内訳書に記載すべき事項を明記

2. 政令の主な内容

- 国土交通大臣等の勧告の対象となる請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額の下限について（建設業法第20条第7項、建設業法施行令第6条の2）

新設された建設業法第20条第7項に基づいて、見積書に記載した材料費等の額について通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるような変更をした上で請負契約を締結した場合に国土交通大臣等の勧告の対象となる当該請負契約について、当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額の下限については、500万円（建築一式工事である場合においては1,500万円）とします。

【問合せ先】

不動産・建設経済局建設業課 企画専門官 井上、法規係長 吉田、法規係 渡辺
代表：03-5253-8111（内線24756、24754）、直通：03-5253-8277

7、ひとりごと

シーマ行政書士事務所 須田 雅勝



1 はじめに 令和7年8月に郡山支部に入会しました、須田と申します。新年を迎え明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。さて、この度‘ひとりごと’の作成依頼を受けましたので、自己紹介などをしていきたいと思ひます。

2 自己紹介 私の年齢は現在47歳です。前職につきましては、高校卒業以来、陸上自衛隊に勤務しておりました。職種というものがあひ、普通科（歩兵部隊）という職種で勤務してまいりました。勤務地の大半は関東圏内での勤務が多かったです。自衛官は他の社会人より早期に退職時期がくるものですから、流されるままに再就職することに疑問を感じ、独立して自分の力で稼ぐのもあひではないかと思ひ、行政書士という士業を選びました。信用を獲得するための準備期間が必要と思ひまして定年前に退職した次第であります。

3 行政書士となるためのきっかけ 仙台においての人事に関する仕事をしていたときに同僚から、行政書士の「特認制度」というものがあひ、一定期間行政事務に従事し、認められれば行政書士となることができると聞き、興味が湧きました。郡山に転勤し、行政書士についてネットで探していたところ、郡山商工会議所で行政書士の合格講座があることを知り、入会して勉強しました。そこで講師の河原会長、佐藤泰一先生、佐藤伸弘先生の姿に感銘を受け、約3年挑戦し、昨年合格となりました。

4 業務への意気込み 開業時は相続関連の仕事がしたいと思ひていましたが、現在はなんでも受けていくスタイルに変更し、まずは実務を通じ、業務を覚えたいと思ひております。また令和8年は、まずは食べていけるくらい稼げるようになりたいと思ひております。一方で、郡山支部でも地域相談会や、支部活動など協力していきたいです。将来的には地域に何らかの形で「地域貢献」ができるようになると思ひております。

5 さいごに 仕事を安定的に受任するまでは暗中模索が続くと思ひますが、依頼者に寄り添ひ信頼されるような行政書士を目指して精進していきたいと思ひます。今後ともどうぞよろしくお願ひします。

行政書士浅野光太事務所 浅野 光太

はじめまして、令和7年4月に登録いたしました 浅野 光太 と申します。
事務所は、郡山市大槻町字針生前田にある父親の家の一室を借りて運営させて頂いております。
また、行政書士事務所と併せて「浅野測量事務所」として測量の事務所も運営しています。
前職は、土地家屋調査士事務所兼測量設計会社に勤務しておりましたので、土地開発関連の業務をメインに出来ればと考えています。

ここで簡単に私の経歴をご紹介させて頂きたいと思います。
生まれも育ちも郡山市で、平成元年生まれの36歳です。
高校は尚志高等学校を卒業し、その後は仙台市にある東北電子専門学校のデジタルミュージック科を専攻し卒業しました。将来は音楽に携わる仕事をしたいと思い、音響や舞台関係の会社への就職活動に励みました。しかし、どこの会社ともご縁が無く、全く音楽とは関係のないホームセンターのコメりに就職する事になりました。
この会社は5~6年勤務させて頂き退職する事になりました。
退職する事になった理由は、大変お恥ずかしい話ですが、元々の私の将来の夢は「ミュージシャン」になるというものでした。高校生時代からバンド活動を行いドラムを演奏していました。社会人として仕事をしながら趣味程度で活動していましたが、このまま不完全燃焼では絶対に後悔すると思い一念発起しました。
2~3年程度本気で活動しました。そして、その中で現実を突きつけられこの業界の厳しさを知りました。ここまでやれば悔いは無いと思えるまで活動できたので案外すんなりと身を引くことが出来ました。
その後の就職先が、土地家屋調査士兼測量設計会社になります。
今まで全く経験した事の無い業種の会社に入社したきっかけは、単純に親戚の紹介というものでした。
この会社で測量や開発手続きなどについて学び、その中で「行政書士」という存在を知り資格取得を目指す様になり現在に至っています。

経歴だけを見ると、社会人としては人生を軽んじている様に感じますが、今の自分があるのは紛れもなくこれまでの人生の賜物だと感じています。就職活動、バンド活動、そして行政書士の試験勉強。
これらに対する熱意と努力で今の自分があると思っています。

長々と自分の経歴を書いてしまいましたが、この記事には書ききれない私の36年の人生(経験)がまだまだあります。そのどれもが私にとって無駄では無かったと思っています。
これからの行政書士としての人生、これまでの人生を糧に、そしてこれまでの人生通り熱意と努力をもって精進していきたいと思っています。

まだまだ未熟者では御座いますが、何卒宜しく願いいたします。

8、会員異動

◎令和7年夏号発行以降の異動

(入会者) 1人

会員番号	会員名	事務所所在地	登録年月日
2677	石澤 雄吉	〒963-0534 郡山市日和田町字堀込28番地の5 TEL 024-958-3663 FAX 024-958-3663	R7.11.15

(退会者) 3人

会員番号	会員名	備考	会員番号	会員名	備考
1918	大竹 正敏	10/31廃業	2286	松枝 智之	11/28廃業
2067	若松 謙維	11/30退会			

(事務所所在地等変更) 6人

会員番号	会員名	事務所所在地	届出年月日
2657	菅野 浩	TELの変更・FAXの追加 TEL 024-900-2518 FAX 024-900-2518	R7.5.8
2204	遠藤 寛士	〒963-0725 郡山市田村町金屋字宝蔵91番地 TEL 090-6456-0066	R7.8.18
2112203	行政書士法人 南東北事務所 郡山支店	〒963-8002 郡山市駅前一丁目7番6号 エリート28ビル1F TEL 024-953-8516 FAX 024-953-8517	R7.10.7
2613	井上 宗	〒963-8002 郡山市駅前一丁目7番6号 エリート28ビル1F TEL 024-953-8516 FAX 024-953-8517	R7.10.7
2617	村澤 文児	〒963-8001 郡山市大町一丁目6番13号 TEL 080-3143-7361	R7.10.7
2524	佐藤 司	〒963-0107 郡山市安積三丁目101番地 ベストファーム行政書士法人郡山事務所 TEL 024-937-3060 FAX 024-937-3061	R7.10.20

令和8年1月5日現在

9、ホームページ



郡山支部会員は、会員専用ページをご覧ください。

お知らせ

郡山支部役員名簿を更新しました
2025年6月30日

令和7年2月15日(土)「第70回暮らし手続きの無料相談会」を行います。
2025年2月10日

令和6年11月24日(日)「第69回暮らし手続きの無料相談会」を行います。
2024年11月11日

令和6年8月24日(土)「第68回暮らし手続きの無料相談会」を行います。
2024年7月25日

令和6年2月18日(日)「第67回暮らし手続きの無料相談会」を行います。
2024年1月25日

令和5年11月19日(日)「第66回暮らし手続きの無料相談会」を行います。
2023年10月30日

令和5年8月26日(土)「第65回暮らし手続きの無料相談会」を行います。
2023年8月2日

→ 会員専用ページ

→ 行政書士を探す

関連団体等

日本行政書士会連合会

福島県行政書士会



ホームページアドレスは以下です。

<https://koriyama-gyosei.net/>



支部ホームページ TOP

福島県行政書士会郡山支部ホームページの会員専用ページのパスワードについては下記のとおりとなります。

koriyama4804

10、役員名簿

役 職 《担当部》	氏 名	電 話 F A X	E-mail
支 部 長	笠 原 良 夫	024-954-3751 024-954-3758	bigsmile3751@nifty.com
副支部長 《広報部》	佐 藤 伸 弘	090-8315-3963 024-939-3004	yell.office202@gmail.com
〃 《企画部》	佐 藤 泰 一	024-983-4351 024-983-4352	taiichi@lapis.plala.or.jp
〃 《経理部》	佐々木 哲也	090-8489-4114 024-983-7526	yr5u52@bma.biglobe.ne.jp
理 事 《企画部》	茅 原 三 恵	024-951-9691 024-951-1962	m-chi.takami.gy2523@sirius.ocn.ne.jp
〃 《経理部》	浦 山 紀 子	024-942-0522 024-905-4134	norikourayama003@gmail.com
〃 《広報部》	本 田 香 織	080-4519-6429 024-971-3705	gyouseisyoshi.honda@outlook.jp
〃 《企画部》	衛 藤 哲 司	0247-82-6265 0247-82-6265	tetsujieto@dream.com
〃 《総務部》	武 良 圭 子	024-955-6211 024-955-6212	mura@500-8107.com
〃 《企画部》	大 橋 敏 祐	024-932-0544 024-921-0027	gyousei@office-marudai.jp
〃 《広報部》	尾 形 淳	024-983-9745 024-983-9743	a.ogata@office-ogata.jp
監 事	佐 藤 知 恵 子	024-974-2018 024-974-2019	chie_s@syd.odn.ne.jp
〃	坂 上 裕	024-938-9618 024-938-9628	sakagami@skgm.biz
〃	伊 藤 江 梨	024-983-8788 024-983-8789	ito_eri@akatsuki-ma.jp

相 談 役	根 本 重 朋	024-947-3306 024-945-7131	nemononcle@kxf.biglobe.ne.jp
-------	---------	------------------------------	------------------------------

福 島 県 行 政 書 士 会 事 務 局	024-973-7161 024-973-7174	info@fukushima-gyosei.jp
郡 山 支 部 事 務 局	024-931-4804 024-973-5329	koriyama-gyo@kyp.biglobe.ne.jp

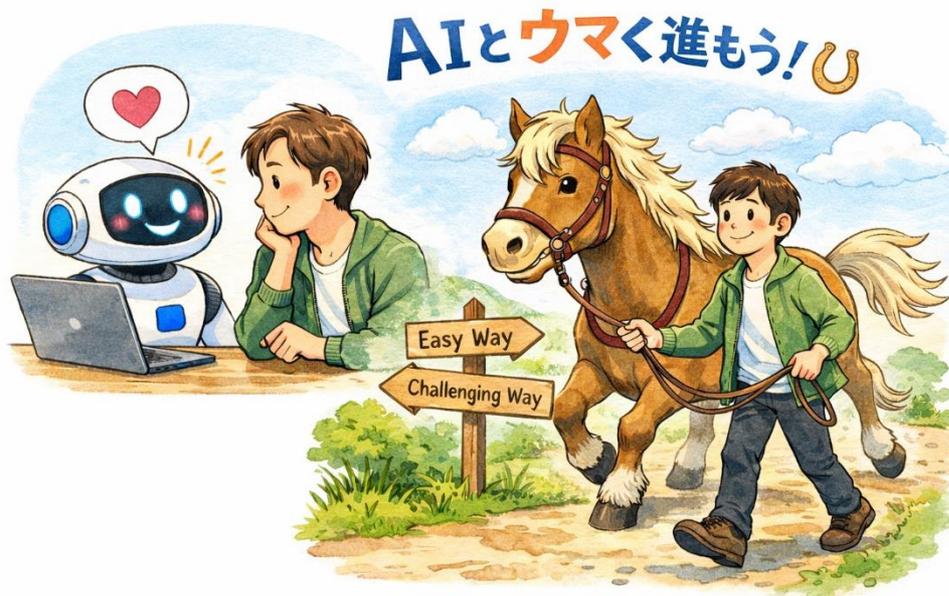
編集後記

2025年は、AIが飛躍的に普及・進化した一年だったと言えます。なぜ人々はここまでAIに惹かれるのでしょうか。その一因は、優しく包み込んでくれる肯定感にあると私は感じています。AIに聞けば、叱られることもなく穏やかな答えが返ってきます。生き馬の目を抜くような殺伐とした現代社会において、「否定されない」安心感は快適で、つい頼りたくなるのも無理はありません。

ただ、現実の仕事はそうはいきません。ときに指摘され、ときに意見がぶつかる中でこそ、専門家としての足腰は鍛えられるはずです。優しいAIに頼りきりになるのではなく、成長の手綱は自分で持つことが大切なのでしょう。楽な道ばかり選ばず、人ともAIとも上手に「ウマを合わせて」進んでいきたいものです。

—— さて、編集後記はこんな感じでいいか、チャッピーに聞くとしよう。

広報部 尾形 淳



福島県行政書士会郡山支部報 令和8年冬号

発行日 令和8年1月30日

発行人 笠原良夫

発行所 福島県行政書士会郡山支部

〒963-8024

郡山市朝日一丁目28番11号（旭ビル1階）

TEL: 024-931-4804 FAX: 024-973-5329

E-mail: koriyama-gyo@kyp.biglobe.ne.jp

Homepage: <https://koriyama-gyosei.net/>



暮らしの中の
「手続きで分からないこと」
「手続きでお困りのこと」など
ありましたら、街の法律家「行政書士」が
ご相談に応じます。
※司法書士、税理士、社会保険労務士、
土地家屋調査士など兼業者も参加します。



今回の相談会では、郡山公証役場の「公証人」も相談員として参加します。
「公正証書遺言」、「任意後見契約」など公証事務に関するご相談に応じます。

【相談事例】

- ・ 相続手続：相続人及び遺産調査 遺産分割協議書
- ・ 生前対策：遺言書 生前贈与 家族信託 死後事務委任
- ・ 親 族：成年(任意)後見 生活保護 国際結婚
- ・ 企 業：法人設立 事業承継 経営サポート 各種契約書
- ・ 許 認 可：建設業 産業廃棄物 宅建業 農地転用等
- ・ そ の 他：農業に関するお悩み
(就農支援、法人化、円滑な経営承継等)



第73回 暮らし手続きの無料相談会

福島県行政書士会県民支援事業

日時：令和8年2月7日（土）午前9時30分～午後2時00分

場所：郡山市労働福祉会館 大ホール（郡山市虎丸町7-7）

主催：福島県行政書士会 郡山支部

予約不要、ご相談は受付順で、相談時間は一組30分までとなります。
中止の場合は、ホームページに掲載します。
URL <http://koriyama-gyosei.net>



事務局：TEL:024-931-4804※ FAX:024-973-5329

E-mail:koriyama-gyo@kyp.biglobe.ne.jp

※電話でのお問い合わせは午前中だけですので、ご注意ください。



★行政書士には、守秘義務が課せられております。
安心してご相談ください。

